

共 通 仕 様 書

1 複合機の機能

- (1) 設置する複合機は、製造業者の工場から直接出荷される新造機であること。
- (2) 複合機本体については、「沖縄県グリーン購入調達方針（令和 7 年 4 月）」に定めるとおり、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「環境省基本方針」という。）」に適合した商品であること、又は（財）日本環境協会が認定するエコマーク商品であること。
- ただし、「環境省基本方針（令和 7 年（2025 年） 1 月）」記載の「リユースに配慮したコピー機等」のうち「再生型機」は除く。
- (3) 以下に掲げるコピー機能、ネットワークプリンタ機能、ネットワークスキャナー機能、FAX機能の設定等は、契約業者負担により行うこと。
- (4) コピー機能は以下を満たすものであること。

項目	機能
電源	オプションも含み A C 100 V、15 A（20 A）以下
複写方式	デジタル方式
原稿送り装置	自動両面原稿送り装置
原稿サイズ	最大 A 3 以上
複写サイズ	最小 A 5 以下、最大 A 3 以上 多重手差しトレイでは最小官製はがき以下、最大 A 3 以上
複写倍率	任意倍率が 25～400％（1％刻み） 固定倍率が縮小 4 段階以上、拡大 3 段階以上
読み取り解像度	600×600dpi 以上
ハードディスク容量	ネットワークプリンタ、ネットワークスキャナー機能等、共通仕様書に提示する機能が支障なく利用できるように確保されていること
環境対策	コピー用紙は古紙 100％の再生紙や片面使用済み用紙を使用した場合にも支障を生じないこと
付加機能	・ 自動両面複写機能 ・ 割り込み印刷機能 ・ ページ集約機能（複数ページを 1 枚に集約印刷）（2 in 1 / 4 in 1） ・ ページ印刷機能 ・ 電子ソート機能（回転（交互）ソート。または、1 部ごとに位置をずらしてのソート）

※電子ソート機能は、A 4 サイズのみ対応でも可とする。

(5) ネットワークプリンタ機能は以下を満たすものであること。

項目	機能
対応OS	サポート期限が有効な Windows 系の OS すべてに対応すること
対応インターフェース	10Base-T 及び 100Base-TX
対応プロトコル	TCP/IP 対応型
解像度	600×600dpi 以上
その他	・ 県庁 LAN 上で正常に機能すること ・ 特別なサーバ等の機種がなくてもネットワーク上のパソコンから出力が可能であること ・ 両面印刷に対応していること ・ プリンタを利用するパソコン台数を考慮して、作業に支障が生じないようにメモリ及びハードディスクの容量を十分に確保すること

(6) ネットワークスキャナー機能は以下を満たすものであること。

項目	機能
形式	カラーสキャナー
対応 OS、対応インターフェース、対応プロトコル	ネットワークプリンタと同様
読み取りサイズ	最大 A3 以上
原稿送り装置	自動両面原稿送り装置から連続読み込み可能
保存	複合機側においては 1 回の原稿読み込み操作によりパソコンへ電子化した文書を転送することができること、又は複合機のハードディスク内へ保存した文書をパソコンに取り込むことができること。
出力フォーマット	TIFF 形式及び PDF 形式に対応
読み取り解像度	600×600dpi 以上であること。ただし、カラーสキャナーの場合は A4 サイズを超える原稿についてはこの限りではない。
その他	・ 県庁 LAN 上で正常に機能すること ・ スキャナを利用するパソコン台数を考慮して、

	作業に支障が生じないようにメモリ及びハードディスクの容量を十分に確保すること ・ OCR 機能を利用できること
--	---

(7) F A X機能は以下を満たすものであること。

項目	機能
送信原稿サイズ	最大 A 3 以上
その他	メモリ送信機能 スーパー G 3 規格準拠 回転受信機能 順次同報送信 短縮ダイヤル機能 グループ送信機能

2 複合機の個別仕様

- (1) 地区毎の台数及び複合機の設置機関、設置住所、設置年月日、処理速度、年間複写予定枚数、請求書送付先、追加が必要な機能等は、個別仕様書のとおり。なお、処理速度の対応は個別仕様書に記載する処理速度以上とすること。
- (2) モノクロ複写の処理速度と給紙トレイの関わりは次のとおりとすること。

連続複写速度（A 4 ヨコ）	給紙トレイ
20 枚以上/分	4 段以上で 1,500 枚以上給紙
25 枚以上/分	4 段以上で 1,500 枚以上給紙
35 枚以上/分	4 段以上で 1,500 枚以上給紙
45 枚以上/分	4 段以上で 2,000 枚以上給紙
55 枚以上/分	4 段以上で 2,000 枚以上給紙
65 枚以上/分	4 段以上で 2,000 枚以上給紙
75 枚以上/分	4 段以上で 2,000 枚以上給紙

※手差しトレイ(50 枚程度以上)を除く。

3 複合機の設置、設定、撤去

- (1) 個別仕様書で指定する設置機関及び設置場所に、指定する設置年月日（以下「指定日」という。）までに、契約業者負担で搬入、設置及び各機能の設定を行うこと。
- (2) 指定日の前日までに設置された場合、指定日の前日までに発生する複写サービス等に係るすべての費用については契約業者の負担とする。
- (3) F A X機能については、各設置機関が要求する短縮ダイヤル登録等の設定を行うこと。
- (4) プリンタ機能、スキャナ機能等については、各設置機関が指定するパソコンから当該機能を使用できるよう別途指定する I P アドレスやドライバー等必要な設定と指導を速やかに行うこと。ただし、HUB やケーブルの敷設は含まない。
- (5) 契約期間中に病院事業局が機器の移動又は撤去を希望した場合は、契約業者負担で速やかにこれを行うこと。
- (6) 機器の移動に伴い上記(3)と(4)の再設定を病院事業局が希望する場合は、契約業者負

担により速やかにこれを行うこと。

- (7) 契約期間の最終月については、県は末日より前の日付で機器の撤去を契約業者へ指示できるものとする。また、これによる利用料金等の補填は行わない。
- (8) 契約書第 19 条第 3 項に規定する複合機内ハードディスク破壊の証明については、例えば破壊前及び破壊後のハードディスク番号の写真を添付する等、磁氣的又は物理的にこれを破壊したことが確認できるようにすること。

4 新設所属、改廃止所属等への対応

- (1) 契約期間の途中で、病院事業局が組織改編等により複合機の設置を求めた場合は、協議のうえ、契約業者は複合機を設置するものとし、この場合、1 (1) の適用は受けず、中古機等も可とする。ただし、1 (1) 以外については本仕様書及び契約書の効果が全て及ぶものとし、複写サービス等料金は本仕様に基づく契約の単価を適用するものとする。
- (2) 契約期間の途中で、設置機関の改廃止等の理由により病院事業局が複合機の撤去を求めた場合は、契約業者負担により速やかにこれを行うものとする。また、それに伴う損害について病院事業局は負担しない。

5 その他

- (1) 契約書第 8 条第 1 項に規定する「甲の指定する者からの報告」に関しては、事前に乙が、個別仕様書記載の設置機関等へ報告様式を F A X 等により送付するものし、当該様式の送付を受けた設置機関等の職員が、当該様式記載の複写サービス等料金に関する事項を、乙の指定する方法等により報告するものとする。
- (2) 複合機ごと、月ごとの複写枚数、料金等について、個別仕様書記載の請求書宛名、請求書送付先住所へ毎月報告すること。なお、コピー枚数及びプリント枚数の利用状況がそれぞれ分かるものであること。
- (3) 複合機の保守等契約の一部については、別に指定する範囲・制限内において、病院事業局の承認を得た上で他者に行わせることができる。
- (4) 複合機の設置にあたっては、病院事業局及び沖縄県の定める情報セキュリティ対策として、別に指定または指示するする複合機の設定・報告等を行うこと。また、これに要する費用は業者負担とする。
- (5) 本契約により設置する複合機に、個別仕様書記載の設置機関が機能の追加（オプション）を要望する場合は、当該機関と別途契約を締結する等の対応をすること。
- (6) 上記 (5) により機能を追加した複合機について、令和 7 年 11 月 1 日時点の別途契約の状況（当該複合機の識別番号、設置機関名、追加機能、契約金額（月額））を一覧表（任意様式）にまとめ、令和 7 年 12 月 1 日までに病院事業局総務企画課へ報告すること。
- (7) 共通仕様書及び個別仕様書に疑義がある場合は病院事業局総務企画課に質問し、その指示をうけること。なお、契約後の仕様書の解釈は病院事業局によるものとする。